三〇九九	横須賀海軍施設	横須賀市	国有
			国有
			国有
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄市、沖縄県中頭郡嘉手納町	国有
			公有
			民有
			国有
			国有

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係
三一八七	百里飛行場	小美玉市	国有
四一六四	今津饗庭野中演習場	高島市	国有
			国有
四一六四	今津饗庭野中演習場	高島市	国有
			国有
六〇二二	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市	国有
六〇五一	普天間飛行場	宜野湾市	国有

	摘要
	土地：約九、九〇〇平方メートル
	建物：約六〇平方メートル
	工作物：舗床等
	海上自衛隊がヘリポート施設等として共同使用する。
	使用期間：平成二十一年十月十五日から同月二十七日までの間
	土地：約二一五、〇〇〇平方メートル
	土地：約二、八〇〇平方メートル
	土地：約九八二、〇〇〇平方メートル
	建物：約一二、〇〇〇平方メートル
	工作物：水道等
	航空自衛隊及び海上自衛隊が航空機の離着陸場等として共同使用する。
	使用期間：那覇空港の滑走路の補修工事期間中
	工作物：滑走路等
	滑走路等として追加提供する。
	航空自衛隊百里基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
	建物：約四、五〇〇平方メートル
	工作物：舗床等
	訓練施設として追加提供する。
	陸上自衛隊今津饗庭野中演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
	建物：約四八〇平方メートル
	浴場等として追加提供する。
	陸上自衛隊今津駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
	工作物：送油管等
	送油管等として追加提供する。
	工作物：航空保安施設
	航空保安施設として追加提供する。

○東北地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

その関係図面は、平成二十一年九月三十日から三十日間一般の縦覧に供する。

(一) 路線名　東北中央自動車道相馬尾花沢線

(二) 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
福島市笹谷字東横堀七五番一から同市飯坂町中野字杭甲山国有林一〇四林班三小班まで	一一・五〇～三四〇・〇〇メートル	一七・一〇〇キロメートル

(三) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年九月三十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　糸魚川都市計画道路事業三・四・四号中央大通り線他二線

三　事業施行期間　自平成二十一年九月三十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　新潟県糸魚川市上刈一丁目地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月三十日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び百九十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
土佐市中島字東土居六三番一地先から同市高岡町字西鶴若甲六九番二まで	前	BA 七・九〇～三三・〇〇メートル	〇・五一八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 三四・〇〇～一〇一・〇〇	〇・六一六	
		BA 七・九〇～三三・〇〇メートル	〇・五一八	
		三四・〇〇～九六・〇〇	〇・六一六	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所